

山形県立産業技術短期大学校学生会館食堂運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、山形県立産業技術短期大学校学生会館食堂運営業務委託について、随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 公募対象業務

(1) 委託業務名

山形県立産業技術短期大学校学生会館食堂運営業務委託

(2) 業務の内容

別添「山形県立産業技術短期大学校学生会館食堂運営業務委託業務委託基本仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。ただし、有効期間満了日前1か月前までに意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から1年間契約を更新する。

(4) 運営経費

建物使用料は100%減免

光熱水費は50%減免

(5) 業務委託候補者の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を当校が設置する山形県立産業技術短期大学校学生会館食堂運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)で審査して優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続(以下「公募型プロポーザル」という。)による。

3 応募に関する事項

(1) 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- ② 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納していないこと。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること(加入する義務のない者を除く。)。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律225号)の規定に基づく再生手続を行っていないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
ア 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第

2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。）

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（2）失格要件

入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、審査委員会で審査の上、当該者を失格とすることがある。また、最優秀提案者の選定後、契約の締結前までに当該候補者に同失格事由が発生した場合も同様とし、その場合の取扱いについては、審査委員会において協議し、決定することとする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、提出書類が公募要領などで示した要件に適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑤ その他、審査委員会において不適切と認められた場合

4 参加申込み

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 事業者概要書（様式第2号） 1部
- ③ 企業等の事業概要が分かる資料（パンフレット等） 1部
- ④ 法人の登記簿謄本（コピー可） 1部
- ⑤ 代表者の印鑑証明（法務局発行のもの） 1部

※ 入札参加資格者名簿に登載されているものにあっては、④及び⑤の提出は不要。

（2）提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時まで（必着）

（3）提出先

「10 提出・問い合わせ先」のとおり

（4）提出方法

- ① 持参又は郵送により提出すること。
- ② 持参の場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、

日曜日、土曜日を除く午前9時から午後5時までに提出先に持参すること。

- ③ 郵送の場合は、提出期限までに提出先に到着したものに限るものとする。

5 企画提案書の作成及び提出

仕様書に基づく次の内容を含んだ企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案書（様式第3号） 5部（正本1部、副本4部）

(2) 企画提案書の様式

① 企画提案書のページは、表紙、目次は含まず10ページ以内とする。

② 原則としてA4判の用紙で、縦置き左綴じ、文字横書きの冊子とし、各ページ下部に表紙、目次を除く通し番号を印字すること。

③ 図表等を使用する場合にあって説明上やむを得ない場合、A3判の大きさの用紙の使用も可とするが、この場合、当該用紙は折り込み、A4判の大きさの冊子・綴りにすること。

(3) 企画提案書に記載すべき事項

① 運営方針、運営体制及び事業実績

運営方針、管理責任体制、人員配置体制、安全・衛生管理体制、廃棄物の回収・処理方法、事業実績など。

② 想定されるメニューと価格、本校での営業時間、料金の徴収方法

メニューの種類とその価格、栄養面、味、質についての工夫、営業時間の適正さ、料金徴収の効率性など。

③ 経営安定の工夫・アピールポイント

継続経営に向けた工夫や、集客・関心を高めるための工夫など。

(4) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

(5) 提出先

「10 提出・問い合わせ先」のとおり

(6) 提出方法

「4 参加申込」（4）提出方法」と同じ。

(7) その他

① 提案は1参加申込者につき1件とする。

② 応募書類の提出後の訂正、追加、差替え及び再提出は認めない。

6 質問及び回答

(1) 質問方法

① 当該公募に関する質問をする場合は、電子メールにて行うこと。

② 質問書（様式第4号）を作成し、電子メールの件名は「山形県立産業技術短期大学校 学生会館食堂運営業務委託への問合せ」とすること。

③ 質問書を提出した場合は、「10 提出・問い合わせ先」に電話連絡すること。

(2) 質問受付期限

令和8年2月13日（金）午後5時まで（必着）

(3) 質問への回答

すべての参加申込書提出者の申込アドレスに電子メールで回答する。ただし、各提案者の独自の企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへの回答とする。

7 審査及び結果の通知

- (1) 審査については、「山形県立産業技術短期大学校学生会館食堂運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、設置する審査委員会において審査要領に基づきあらかじめ定めた審査基準及び審査方法により行う。
- (2) 審査委員の評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者として選定し、必要に応じて次点者を選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査委員の合議により決定する。
- (3) 審査の結果、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しないことができる。
- (4) 応募者が1者のみの場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (5) 提案者がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- (6) 審査の結果は、各参加者に対し書面で通知する。

8 契約手続

- (1) 最優秀提案者と契約に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者と契約が成立しない場合は、次点者と契約締結に係る手続を行う。
- (3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。

9 その他

- (1) 企画提案書作成のほか、公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 提出・問い合わせ先」に報告すること。
- (3) この公募又は契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。
- (4) 現地見学を希望する場合は「10 提出・問い合わせ先」まで事前に連絡をすること。

10 提出・問い合わせ先

山形県立産業技術短期大学校 総務課

住 所 〒990-2473 山形県山形市松栄二丁目 2番 1号
電 話 023 - 643 - 8682
F A X 023 - 643 - 8687
E メール ysantandai@pref.yamagata.jp